

令和4年12月農業委員会定例会議事録

日時	令和4年12月16日（金）午後1時30分～午後2時49分
場所	さぬき市役所 3階 301、302会議室
	議事録署名委員の指名について
日程第1	諸報告
日程第2	農地法第3条に基づく競売買受適格証明願いについて (会長提出議案第1～2号)
日程第3	農地法第3条に基づく申請審議について (会長提出議案第3～4号)
日程第4	非農地証明願いについて (会長提出議案第5～10号)
日程第5	農地法第4条に基づく申請審議について (会長提出議案第11～14号)
日程第6	農地法第5条に基づく申請審議について (会長提出議案第15～20号)
日程第7	農用地利用集積計画の審議について (会長提出議案第21号)
日程第8	農業経営改善計画の審査について (会長提出議案第22号)
日程第9	その他
出席委員	1 楠 豊 2 吉原博美 3 朝倉重弘 4 芳竹和政 5 松岡浩二 6 稲田俊美 8 大塚ノブ子 9 岡村義弘 10 廣瀬 徹 12 十川隆行 13 岩澤佳宣 14 寒川 巧 15 十河道夫 16 藤澤 明 17 蓮井セツ子(会長職務代理者) 18 松原俊幸(会長)
欠席委員	7 間嶋正憲
事務局	山下智資事務局長 頼富伸次副主幹 松本美佳主査 藤川英祐主任主事
農林水産課	玉木省三副主幹
農地機構	三好幸信農地集積専門員 猪熊正農地集積専門員
傍聴者	なし

事務局

ご案内の時刻が来ましたので、ただいまから始めさせていただきたいと思いますが、2名の方は遅れて来られるということで、それ以外の方は全員そろっていますので、ただいまより12月定例会を開催致したと思います。進行につきましては、松原会長のほうでよろしくお願ひします。

議長（会長）

皆さん、こんにちは。令和4年もあと2週間余りで終わり、新しい年を迎えようとしておりますが、寒さも日増しに強くなっており、また、コロナの第8波により感染者も増えているようでございますが、皆様方におれましては風邪など引かないようご自愛いただきまして、さて、今年の跡を振り返ってみますと、昨年引き続き新型コロナウイルス感染に翻弄され、日常生活や社会活動に影響を受けました。

しかし、コロナではありましたが、プロ野球では観客の上限なしでの開幕や、高校野球甲子園大会が開催され、歓喜と感動がありました。また、記憶に新しいものではサッカーワールドカップが開催され、日本代表の活躍が希望を与えてくれました。来年はコロナ禍が収まり、元の生活様式が戻ることを期待致したいと思ひます。

また、本日の議題であります各案件につきましては、慎重なご審議、協力のほどよろしくお願ひして、簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。

なお、本日提案致します案件につきましては、事前に各地区で現地確認し、調査いただいていると思ひますので、よろしくお願ひ致します。

さて、本日の出席は17名中1名の欠席で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、過半数の出席ですので成立することを宣言致します。

では、議事録署名委員ですが、私のほうから指名させていただきます。1番楠委員さん、2番吉原委員さん、両委員さん、よろしくお願ひ致します。

では、本日の日程に沿って進めさせていただきます。

日程第1 諸報告。事務局より報告をお願ひ致します。

事務局

それでは、別紙A4の資料1ページの農地法第18条第6項に基づく通知についてをご覧ください。これは賃借権を中途解約するもので、1件受理しています。

報告第1号、貸人、●●●●、●●●●様、借人、●●●●●●●●、●●●●様、申請地、●●●●●●●●番です。解約理由は残存小作の解消のためです。

次、別紙A4の資料2ページの使用貸借終了農地返還通知をご覧ください。これは使用貸借権を中途解約するもので、3件受理しております。

報告第1号、2号をご覧ください。これは農地機構を通じて貸し借りをしている農地で、貸人、●●●●●●●●、●●●●様、借人、●●●●●●●●、●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●●●番●です。解約理由は売買のためです。

報告第3号、貸人、●●●●●●●●、●●●●様、借人、●●●●●●●●●●●●、●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●●●番●他3筆です。解約理由は借り手の変更のためです。

以上で報告を終わります。

議長（会長）

事務局の報告が終わりました。

日程第2 農地法第3条に基づく競売買受適格証明願ひについて、会長提出議案第1号と第2号を議題とし、上程致します。

それでは、事務局より説明を求めます。

事務局

それでは説明させていただきます。今回の3条に基づく競売買受適格証

できないんですが、ただ、適格証明を出すということは、出した申請者の方はその後、第3条で農地を確実に取得する条件が整っているかというところを審査しないといけないということで、農業会議のほうにも確認しました。

その点、この第2号の●さんですが、今されている小規模な、200㎡ぐらいでニワトリの餌を作っているらしいんですけど、耕作証明もできないということと、今、●●●に住んでいて、農業がしたくて引っ越してくるというのではなくて、移住がしたくて今回の競売に参加したいというふうにお話されていまして、今回この適格証明を出すというのは難しいかなということで考えております。

十河道夫委員

事務局がそういうふうにとるんだったら、もう最初から出さんでもよかったんちゃうん。

事務局

この証明願いを受け付けたときに、そこまで話を僕のほうで理解していたらよかったんですけど、通常の3条申請で新規の方が来たときに、受付してヒアリングとかをしてから審査というか、この人がほんまに農業していけるかどうかという審査を多分、皆さんにさせていただくように今までなっていたと思うんですけど、それと同じような流れになるかと私そのときは思って受付をしてしまいました。

今後は受付する前に一旦は預らせてもらって、そこら辺の事情をよく聞いてから議案に載せるようにしたいと思います。

十河道夫委員

分かりました。

議長（会長）

それでは、議案第1号についてお諮りします。議案第1号について異議ありませんか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第1号を原案のとおり認めることと致します。

続いて、議案第2号につきましてお諮りします。議案第2号については否決としてよろしいでしょうか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第2号を否決とすることと致します。

続きまして、日程第3 農地法第3条に基づく申請審議について、会長提出議案第3号と第4号を議題とし、一括上程致します。

それでは、事務局より説明を求めます。

事務局

それではご説明させていただきます。今回の3条案件は2件ございまして、面積にして3, 698㎡、5筆です。議案書3ページからでございます。

会長提出議案第3号についてご説明させていただきます。地区番号4、受付年月日、令和4年11月28日。譲渡人、●●●●●、●●●●●様、譲受人、●●●●●様。申請地は●●●●●番●他1筆で、台帳地目は田、畑、現況地目も田、畑、地積は田が741㎡、畑が151㎡の計892㎡です。譲渡人の申請事由は農業廃止、譲受人の申請事由は経営規模の拡大。権利は所有権の移転を伴うもので、経営面積は10,054.12㎡、受人従事数は1名です。資料と致しましては2ページになります。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●の南約360mに位置し、譲受人については申請地周辺にも農地を所有し、経営面積の保全管理も

議長（会長）	事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。 まず、最初、●●地区からお願いします。
松岡浩二委員	12月15日に現地確認を行いました。付箋のついている10ページの写真のとおり山林化されていまして、致し方ないと思います。問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長（会長）	続きまして、●●地区、お願いします。
大塚ノブ子委員	第8号議案についてご報告致します。私たち12月10日に現地確認を行いました。●●さんの角は畑なんですけれども、上5枚は山林化しておりました。そして、下2枚の●●●●番、●●●●番●、この2つは大きな竹林だったらしいんですけど、私たちが見に行ったときにはその竹が伐採されておりました。雑木だけが残っておりました。どういうわけでしょう。私たち山林と認めてよろしいでしょうか。そこだけが問題です。 それと、第9号議案につきましては皆さん、山と認めてくれました。よろしくご審議いただきたいと思います。
議長（会長）	今ので、下から2番目と下の端と、どういう。
大塚ノブ子委員	太い、大きな竹が生えとったらしいんです。私たちが見に行ったときはその竹が1mか2mぐらい残して上全部切られていたんです。その切った跡がもう竹が枯れて茶色になっておりました。日当たり良好です。何かに使うのかな。
議長（会長）	ということは、きれいに伐採ができとるということ。
大塚ノブ子委員	はい。その中にぼつぼつ雑木が、大きな雑木が残っておりました。竹は切られておりました。 ●●さんの宅地の両側がそうなんです、ここはもう家もないんです。石垣だけが立派に残っておりました。
議長（会長）	続きまして、●●地区、お願いします。
十河道夫委員	●●地区は11日に現地確認して参りました。事務局の説明のとおり、もうまさしく山林でしたので、認めることになりました。ご審議のほうよろしくお願い致します。
議長（会長）	地区代表委員の報告が終わりました。議案第7号から第10号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。 寒川委員さん。
寒川 巧委員	先ほど小田のほうの2件について、竹が切られていて、木は残っているけどという、現地確認されたら、山林に認めるよりも畑に戻っているような状態でしょう。この場合は私たちが認めても山林にはならないと思います。現地は見えていませんけど。過去の例から見てやはり、法務局が必ず地目変更で見に行くんです。見に行くと竹がなかったら、これはまだ駄目ですというふうに言われると思いますよ。そうすると、私たち農業委員会のほうへ確認して、ほかの3筆はしょうがないだろうと。あと2筆についてはもうちょっと

待って、竹がたくさんできたりして山林化した状態を認めないと、こういう形で出て全部認めていますと、私たちが違反したことになる。と思いますので、参考までに。以上。

議長（会長）

なぜ、中切りにしたということの意味が分からんですけど。

大塚ノブ子委員

稲田さん、どんなですか、あれ見て。不思議なかったね。

稲田俊美委員

家の邪魔になるけんではないの。家はないの。

大塚ノブ子委員

家ないんですよ。

寒川 巧委員

家はなくても竹が残っていたら問題ないんじゃないけどね。竹だからしょうがない。

大塚ノブ子委員

竹が地面から1mぐらい残して。

寒川 巧委員

それは枯れてしまうからね、切ったら。

大塚ノブ子委員

それと、この写真を撮りに行ったときは竹がありましたか。

事務局

竹は切っている状態でした。赤判定で判断されていたので、そのままこれで通しました。

大塚ノブ子委員

赤判定しとったら、寒川さん、どうでしょう。

寒川 巧委員

赤判定の段階では竹であったんじゃないですか。見に行ったときに。

大塚ノブ子委員

と思います。

寒川 巧委員

竹やったらしょうがないからね。

大塚ノブ子委員

1m残して根が残っているので、私たち判断に迷ったんです。

寒川 巧委員

タケノコが出てきて竹になって、ぱっと大きくなって、全体に竹林になってきよったら山林にしたいというのはいいと思うんです。現状ではなってないからね。

議長（会長）

この件に関して、皆さん、いかが取り計らったらいいでしょうか。

寒川 巧委員

非農地証明で出すでしょう、農業委員会で認めて。そうしたら、そのまま放っとくんだったら分からんですけど、地目変更で畑を山林にしようとして法務局へ出すでしょう。そうしたら法務局は見に来ますから。そうしたら、現状、今の状態だったら駄目です。だから、先に竹が生えて、法務局が見に行ったときに竹がいっぱい生えてたら分かりません、それはそれで。そのあたりちょっと分からんので。

議長（会長）

全部が全部、見に来るとは限つとらんけどね。たまたま抜き打ちで見に来るからね。そこがたまたま当たって、見に来たときにはもうアウトやわな。竹やけに、すぐタケノコが生えてくるんだとは思いますが。

●●地区の判断はどうですか。

大塚ノブ子委員	どう判断したらいいか、迷っとるんです。竹をそのまま置いてくれたら山林として認められますけど、きれいに切って枯らしとるんですよ、竹を。だから、その竹は大分前に切つとると思うんです。
議長（会長）	ほやけん、農業委員会は、皆さんの判断やけど、通したとしても、もし法務局のほうから見に来て、いかんときは、もうしょうがないですよな。
事務局	その農地が直ちに農地として使えるかどうかという判断はできますか。
大塚ノブ子委員	使えんと思います。
事務局	その上での判断していただいたらと思います。
大塚ノブ子委員	ほんならもうしょうがないね。どぼんと落ち込んどるんです。ぐるりが高うて。 認めますか。認めることにしましょうかって。
議長（会長）	もう決取ったらええんちゃうん。 どっちにしますか。皆さん、賛成の方は手挙げてください。 (挙手多数)
議長（会長）	そうしたら、賛成多数で承認することと致します。 それでは、議案第7号から第10号につきましてお諮りします。議案第7号から第10号について異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第7号から第10号を原案のとおり認めることと致します。 続きまして、日程第5 農地法第4条に基づく申請審議について、会長提出議案第11号から第14号を議題とし、一括上程致します。 事務局より説明を求めます。
事務局	それではご説明させていただきます。今回の4条の案件は4件ございまして、面積にして981.64㎡の5筆です。 それでは、個別の案件についてご説明致します。議案書は6ページからでございます。 会長提出議案第11号についてご説明させていただきます。地区番号1、受付年月日、令和4年11月28日。申請人、●●●●●●●●、●●●様。申請地は●●●●●●●●●●●●●●●●番●、台帳地目は畑、現況地目は宅地です。地籍は115㎡で、転用目的は宅地の拡張、建築面積は288.34㎡です。こちら無断転用是正の案件になりますので、工事着完予定年月日は平成3年2月1日から平成3年11月30日までとなっております。農地区分は第2種農地で、資料と致しましては18ページから20ページで、位置図を18ページの左側に掲載しております。 申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●●●●●●●●●の北約350mに位置し、隣接については、畑及び宅地に接しております。このたび既に宅地として利用している申請地の無断転用が判明し、既存宅地の拡張として転用申請がありました。なお、地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。また、始末書も添付され反省の念を示していることなどから、許可も止むを得ないと考えております。

と関連した無断転用の是正案件であります。地区委員会と致しましては、現地を確認し、境界杭なども確認をして、仕方なかろうということになりましたので、よろしくお願い致します。

議長（会長） 続きまして、●●地区代表委員からの報告をお願い致します。

松岡浩二委員 第12号、第13号議案ですが、これも無断転用の解消案件です。現地も確認しました。問題ないと思いますので、よろしくお願い致します。

議長（会長） 続きまして、●●地区代表委員からの報告をお願い致します。

十河道夫委員 14号ですが、前々回、農振除外を確認しておりますので、問題なかろうということで、よろしくお願い致します。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第11号から第14号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第11号から第14号につきましてお諮りします。議案第11号から第14号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） では、議案第11号から第14号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。

続きまして、日程第6 農地法第5条に基づく申請審議について、会長提出議案第15号から第20号を議題とし、一括上程致します。

なお、今月の議案で、第19号は●●委員の関係する議案になりますので、除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。

それでは、事務局より説明を求めます。

事務局 それではご説明させていただきます。今回の5条の案件は6件ございまして、面積にして3, 376㎡、7筆です。

それでは、個別の案件についてご説明致します。議案書7ページからでございます。

会長提出議案第15号についてご説明させていただきます。地区番号1、受付年月日、令和4年11月28日。譲渡人、●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●様、譲受人、●●●●●●●●●●の●●●●●●●●●●様。申請地は●●●●●●●●●●●●●●●●番●。台帳地目、現況地目ともに畑。地積643㎡。利用目的は旅館用地で、建築面積が198.7㎡、工事着完予定年月日は令和5年2月1日から令和5年7月31日。権利は所有権移転売買で、農地区分は第2種農地です。資料と致しましては27ページから28ページとなり、位置図を27ページ左側に掲載しております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●●●●●の南西約690mに位置し、隣接については、宅地、山林及び道路、水路に接しております。申請者は宿泊業を営む法人であり、旅館用地に適した土地を探していたところ、農地の管理に困っていた土地所有者との意向が合致し、転用申請に及んだものです。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。

次に、会長提出議案第16号についてご説明させていただきます。地区番号1、受付年月日、令和4年11月28日。譲渡人、●●●●●●●●●●の●●●●●●●●●●

していたところ、農地の管理に困っていた土地所有者との意向が合致し、転用申請に及んだものです。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。

以上となります。

議長（会長）

事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

まず、最初、●●地区、お願いします。

楠 豊委員

それではご報告致します。会長提出議案第15号、16号の5条申請ですが、内容については事務局の説明のとおりで、所有権移転を伴う旅館用地と水産物加工天日干場、駐車場ということで、地区委員会としては現地を確認し、2議案とも問題はなしということになりましたので、よろしく願い致します。

議長（会長）

続きまして、●●地区代表委員からの報告をお願いします。

松岡浩二委員

第17号議案につきましては太陽光発電ということで、先ほど事務局が説明されたとおりで、特に問題ないと思います。

18号議案も無断転用の是正ということで、よろしく審議していただきたいと思います。

議長（会長）

続きまして、●●地区代表委員からの報告をお願いします。

十河道夫委員

20号議案ですが、農振除外はもう済んでおりますので、取りあえず先日見に行ったときに、ちょうど資料の39ページの黄色と赤の、その上り口の西側ののり面なんですけど、この農地の東側ののり面にヒイラギかな、短冊が五、六枚、木を切るなという内容やったと思うんですけど、取りあえず何かあったら困るので、事務局、1回見に行ってください。以上です。ほかの件に関しては問題ないと思います。

議長（会長）

地区代表委員の報告が終わりました。議案第19号を除く議案第15号から第20号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第19号を除く議案第15号から第20号につきましてお諮りします。議案第19号を除く議案第15号から第20号について異議ありませんか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第19号を除く議案第15号から第20号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。

続きまして、●●委員の関係する議案である議案第19号の審議に入りますので、それでは、●●委員の退席を求めます。

（●●委員 退席）

議長（会長）

では、事務局の説明を求めます。

事務局

それではご説明させていただきます。会長提出議案第19号についてご説明します。地区番号3、受付年月日、令和4年11月28日。譲渡人、●●●●●●●●●●様、譲受人、●●●●●●●●●●の●●●●●●●●●●様。申請地は●●●●●●●●●●番●。台帳地目、現況地目ともに田。地積が600㎡。転用目的は駐車場で、工事着完予定年月日は令和5年2月1日から令和5年7月31日。権利は所有権移転売買、農地区分は第2種農地です。資料と致しましては36ページから37ページで、位置図を36ページの左側に掲載しております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●●●●●●●●●の北北東約350mに位置し、隣接については、田、雑種地及び道路、水路に接しております。申請者は自身の所有するマンションの駐車場用地拡大を検討していたところ、農地の管理に困っていた土地所有者との意向が合致し、転用申請に及んだものです。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。

以上となります。

議長（会長）

事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては志度地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

大塚ノブ子委員

それでは、第19号議案についてご報告致します。私たち12月10日に現地確認を行いました。ただいまの事務局の説明のとおりで、私たちは何も言うことはありません。よろしくご審議いただきたいと思っております。

議長（会長）

地区代表委員の報告が終わりました。議案第19号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第19号につきましてお諮りします。議案第19号について異議ありませんか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第19号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。

退席されている●●委員の再入場を認めます。

（●●委員 着席）

議長（会長）

続きまして、日程第7 農用地利用集積計画の審議について、会長提出議案第21号を上程致します。

なお、今月の議案で、議案書12ページの整理番号50番が●●委員さん、農地中間管理事業対象農用地等総括表の6番から8番が●●委員さん、35番から42番が●●委員さん、46番から54番が●●委員さんの関係案件になり、除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。

では、事務局より説明を求めます。

事務局

会長提出議案第21号について、委員さん案件を除き、ご説明致します。農地の貸し借りについての説明で、議案書8ページから13ページとなっております。

個人が26件、法人2件、中間管理機構27件の合計55件となっております。

55件のうち新規32件、再設定23件となっております。55件のうち賃借権13件、使用賃借権42件となっております。

賃借権の内訳としまして、10,000円が1件、7,000円が1件、5,334円が1件、5,000円が6件、4,783円が1件、3,000円が1件、2,000円が2件となっております。

期間は、10年が9件、8年11か月が1件、6年20件、5年8か月2件、5年7か月1件、5年12件、3年8件、1年2件となっております。

続きまして、農地中間管理事業対象農用地等総括表の委員さん案件を除いた36件についてご説明します。別紙のA3の総括表をご覧ください。

貸付先は、個人18件、法人18件となっております。設定する権利等の種類は、賃借権7件、使用賃借権29件となっております。

期間は、10年6件、8年11か月1件、6年25件、5年8か月3件、3年1件となっております。

利用内容は、水稻、麦、野菜、飼料用作物の作付となっております。以上です。

議長（会長）

説明が終わりました。質疑に入ります。なお、本案件につきましては、案件が多いので一括して質疑に入りたいと思いますので、質疑等がある場合は整理番号指定の上、ご発言を願います。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案書12ページの整理番号50番、農地中間管理事業対象農用地等総括表の6番から8番、35番から42番、46番から54番を除く議案第21号について、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

では、原案のとおり認めることと致します。

続きまして、●●委員の関係議案である議案書12ページの整理番号50番、農地中間管理事業対象農用地等総括表の●●委員の関係議案である6番から8番、●●委員の関係議案である35番から42番、●●委員の関係議案である46番から54番の審議に入ります。それでは、●●委員、●●委員、●●委員、●●委員の退席を求めます。

(●●委員、●●委員、●●委員、●●委員 退席)

議長（会長）

では、事務局より説明を求めます。

事務局

会長提出議案第21号についての委員さんの案件は1件で、新規の使用賃借権となっております。期間は5年となっております。利用内容については、水稻、麦の作付となっております。

農地中間管理事業対象農用地等総括表についての委員さんの案件は20件で、賃借権2件、使用賃借権18件となっております。期間は、10年10件、6年7件、5年7か月3件となっております。利用内容については、水稻、麦、野菜、飼料用作物の作付となっております。

以上です。

議長（会長）

説明が終わりました。質疑等はありませんか。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長（会長）	なければ、原案書12ページの整理番号50番、農地中間管理事業対象農用地等総括表の6番から8番、35番から42番、46番から54番を原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	では、原案のとおり承認致します。 退席されている●●委員、●●委員、●●委員、●●委員の再入場を認めます。 (●●委員、●●委員、●●委員、●●委員 着席)
議長（会長）	続きまして、日程第8 農業経営改善計画の審査について、会長提出議案第22号を議題と致します。 なお、今月の議案は●●委員の関係する議案になりますので、●●委員の退席を求めます。 (●●委員 退席)
議長（会長）	それでは、事務局より説明を求めます。
事務局	それでは、農業改善計画の審査についてということで、議案第22号、●●●●さん。住所は●●●●●●●●●●●●●●番地、生年月日が●●●●年●●月●●日生まれです。別紙の経営改善計画を参照してください。 現在、青ネギ（細ネギ、中ネギ）、それからニンニク、水稻を生産しています。 農業経営の規模拡大に関する現状及び目標としまして、(1)の生産について、細ネギは現在、作付面積100aで生産量が7,500kgですが、5年後、変更はありません。中ネギは現在、作付面積が65aで生産量が9,750kgですが、5年後、面積を80aに増やし、生産量も12,000kgに増やします。ニンニクは現在、面積30aで生産量が2,400kgですが、5年後は面積を40aに増やし、生産量も3,200kgに増やします。水稻は現在、作付面積90aで生産量が3,780kgですが、5年後は変更はありません。 (3)の農用地及び農業生産施設につきまして、アの農用地で、所有地の田が現状187aですが、5年後207aに増やす予定です。借入地の田は現状42aですが、5年後も増減はありません。イの農業生産施設につきまして、現状、ビニールハウスが14棟の4,000㎡ですが、5年後も変更はありません。作業場は3棟の45㎡ですが、5年後も変更はありません。 露地野菜を中心に栽培し、将来的には機械化の検討や農業委員会を通じて条件のよい農地の購入も考えられているそうです。現状の年間所得410万円から5年後460万円を目指します。経験も実績もある農業者ですので、認定農業者の継続認定についてのご審議をよろしく申し上げます。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。本議案につきましては●●地区の関係案件ですので、地区代表委員からの補足事項等がありましたら報告をお願い致します。
吉原博美委員	皆さんご存じのとおり、●●委員さんの案件ですけれども、堅実な経営を常にしておりまして、今後も間違いなくそのとおり経営されると思うので、よろしく願いしたらと思います。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第22号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは、農業経営改善計画の審査について、議案第22号についてお諮りします。異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第22号について原案のとおり承認することと致します。退席されている●●委員の再入場を認めます。

（●●委員 着席）

議長（会長） 本日の上程議案については以上ですが、日程第9 その他で、事務局ありませんか。

事務局 それでは、事務局から1点ご報告させていただきます。
来年度、令和5年度の定例会の日程が決まりましたので、ご報告させていただきます。皆様のお席のほうにA4の用紙でこのような表が1枚ずつ配付されていると思いますので、ご覧ください。令和5年度の定例会の日程になりますので、またご確認くださいませようお願いします。
事務局からは以上です。

議長（会長） 農地集積専門員から何かありませんか。

農地中間管理機構 ありません。

事務局 もう1点だけ言わせてください。農業経営改善計画認定申請書、配っているものを後で回収しますので、机の上に置いておいてください。以上です。

議長（会長） 以上をもちまして、令和4年12月農業委員会定例会を閉会と致します。慎重なるご審議ありがとうございました。

（午後2時49分閉会）

各議案毎の採決結果（議長は可否に入らず）

・農地法第3条に基づく競売買受適格証明願いについて

賛成委員・・・・・・15名 反対委員・・・・・・0名

・農地法第3条に基づく申請審議について

賛成委員・・・・・・15名 反対委員・・・・・・0名

・非農地証明願いについて

賛成委員・・・・・・15名 反対委員・・・・・・0名

・農地法第4条に基づく申請審議について

賛成委員・・・・・・15名 反対委員・・・・・・0名

・農地法第5条に基づく申請審議について

賛成委員・・・・・・15名 反対委員・・・・・・0名

・農用地利用集積計画の審議について

賛成委員・・・・・・15名 反対委員・・・・・・0名

・農業経営改善計画の審査について

賛成委員・・・・・・14名 反対委員・・・・・・0名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員 1 番

署名委員 2 番